

転居

手続きご案内

別府市内で引越された方

転居届

➡ GF市民課⑤～⑩窓口です

住み始めた日から14日以内に届出してください

※新しい住所の自治会（町内会）に加入しましょう
自治会加入届は、転居届提出時に配布します

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード(顔写真付のみ)」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証
- ・マイナンバーカード



- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、顔写真付きの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)		
住所	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります		-	-	-
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの住所変更カードの裏書を変更します。手続きには4ケタの暗証番号が必要です。 ・住基カードに電子証明を搭載されている方は、電子証明は失効します。 	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	GF	市民課 (あお色)	⑮
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードのみご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
	マイナンバーカードの交付申請をこれからされる方	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード交付申請書 住所・氏名等に変更が生じた場合、「新しい申請書」、パソコン等からの申請は「新しい申請書ID」が必要 	「新しい申請書」 「新しい申請書ID」 は受付窓口でご相談ください			
保険・年金	国民健康保険に加入している方	新しい国民健康保険証の交付(後日郵送)	旧住所の国民健康保険証(世帯員全員分)			
	→70歳から74歳までの方	新しい保険証兼高齢受給者証の交付(後日郵送)	旧住所の保険証兼高齢受給者証			
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更(後日保険証と一緒に郵送します)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など 			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付(後日郵送)	旧住所の後期高齢者医療保険証			
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付(後日郵送)	<ul style="list-style-type: none"> ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など 			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※住民票コードが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・転居した方の認印 	㉑		
高齢	介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証(交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 	1F	高齢者福祉課 (あお色)	㉗
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・手帳所持者及び窓口に来られる方の認印 	1F	障害福祉課 (きいろ)	①
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証(交付されている方) ・認印			
	自立支援(精神通院)をお持ちの方	精神通院受給者証の住所変更手続き	・精神通院受給者証原本 ・認印			

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)	
い し せ た	小学生・中学生のお子さんが出て、通学区域が変わる方(公立幼稚園の転園は園にお届けください)	転校手続き	・市役所で発行された「転(退)学通知書」を通っていた学校に提出してください。 ・学校から発行された書類と市役所で発行された「転入学通知書」を転校先の学校へ提出してください。	5F	学校教育課 (市民課のみで終わる場合もありますが、特殊事情の場合は学校教育課でのお手続きが必要となります。)
	児童手当を受給している方(0歳~中学生)	住所変更届	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください	1F	子育て支援課 (ももいろ) ②
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	住所変更届 別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要			
	子ども医療費受給者証をお持ちの方(0歳~中学生)	子ども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証印鑑		
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更			
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		
		ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療費受給者証印鑑		
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
税・料 金	水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	☎お電話で手続きできます	別館	水道局 TEL0977-23-0361
	税や料等の納付について相談される方	納付相談		GF	債権管理課 (みどり色) ③⑥
そ の 他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください	GF	住宅管理センター (むらさき色)
	ごみの出し方のご案内	(ごみの出し方パンフレット)	※お住まいの自治区によりごみの出し方が異なります 住所異動届時に配布します	外局	環境課 TEL0977-66-5349
	粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集の申し込み			
し尿のくみ取り(落とし便所等利用)をされていた方	し尿くみ取り取消手続き	し尿処理申込書(変更)	外局	環境課 TEL0977-66-1831	
郵便局への案内	転入後の新しい住所に郵便物が届くための手続き	郵便局での転居手続き(できるだけ、旧住所の最寄の郵便局に届出してください。)	<u>個人の届出</u> ・届出人の印鑑 ・届出人と転居者の本人確認書類 ・転居者の旧住所がわかるもの <u>会社・団体の届出</u> ・届出者と会社・団体の関係のわかるもの(保険証・社員証など) ・代表者の氏名記入と代表者印	※詳しくは最寄の郵便局にお尋ねください。	